

太田市学習文化センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月30日

太田市長 穂積昌信

太田市条例第43号

太田市学習文化センター条例の一部を改正する条例

太田市学習文化センター条例（平成17年太田市条例第132号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1号を加える。

- (3) 許可を受けた目的以外の目的に利用すること又は利用権を譲渡し、若しくは転貸すること。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

単位：円

利用区分		利用時間		午 前	午 後	夜 間	1 日
				9 時～12 時	13 時～17 時	18 時～21 時	9 時～21 時
視 聴 覚 ホ ー ル	平 日	入場料・ 会費等 無	利 用	9,200	12,200	12,200	33,600
			準 備・ 練 習	1,840	2,440	2,440	6,720
		入場料・ 会費等 有	利 用	13,800	18,300	18,300	50,400
			準 備・ 練 習	1,840	2,440	2,440	6,720
	土 曜 日 曜 休 日	入場料・ 会費等 無	利 用	10,120	13,420	13,420	36,960
			準 備・ 練 習	2,020	2,680	2,680	7,380
入場料・ 会費等 有		利 用	15,180	20,130	20,130	55,440	
		準 備・ 練 習	2,020	2,680	2,680	7,380	

展示ギャラリー	入場料・会費等 無	4,300	5,400	5,400	15,100
	入場料・会費等 有	6,450	8,100	8,100	22,650
第1 研修室	入場料・会費等 無	1,700	2,200	2,200	6,100
	入場料・会費等 有	2,550	3,300	3,300	9,150
第2 研修室	入場料・会費等 無	700	900	900	2,500
	入場料・会費等 有	1,050	1,350	1,350	3,750

## 備考

- 1 当該区分には、準備、練習及び後片付け等利用に必要な一切の時間を含むものとする。
- 2 利用時間をやむを得ず超過した場合は、超過時間1時間につきこの表に規定する使用料の100分の30の額を徴収する。また、1時間未満の端数は1時間とみなす。
- 3 この表において休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

別表第2（第8条関係）

単位：円

附属設備等	単位	使用料
ピアノ	1台	3,200
エレクトーン	1台	1,100
講演台（脇台含む。）	1台	600
司会者台	1台	200
指揮者台	1台	200
譜面台	1台	50
視聴覚ホール用机	1台	50
視聴覚ホール用折りたたみ椅子	1脚	50
びょうぶ	1双	1,100
平台	1枚	100
ひ毛せん	1枚	50
視聴覚ホール拡声装置	1式	1,600
ワイヤレスマイクロホン	1台	500
マイクロホン	1台	300
マイクロホンスタンド	1台	300
三点つりマイクロホン	1台	700

テープレコーダー	1台	500
コンパクトディスクプレーヤー	1台	500
スポットライト (1キロワット)	1台	200
ボーダーライト	1列	500
アッパー水平ライト	1式	1,100
ローア水平ライト	1台	500
ピンスポットライト	1台	1,100
第1研修室拡声装置	1式	500
レクチャーテーブル (アンプ付き)	1卓	300
展示ギャラリー用 スポットライト	1台	20
ギャラリー用展示台	1台	無料

## 備考

- 1 使用料の額は、午前、午後又は夜間それぞれ1回の利用につき納付する額とし、1日の利用をする場合は、当該使用料の額に3を乗じて得た額を使用料の額とする。次項に掲げる利用についても、同様とする。
- 2 利用者が施設内に器具等を持ち込んで、当該施設の電気を使用した場合は、それぞれ当該器具等の定格消費電力1キロワットにつき200円を徴収する。
- 3 ピアノの調律料は、別に実費を徴収する。

## 附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。